

国土交通大臣 前田 武志 様

2012年3月26日

異議申立書

岐阜県大垣市田町1-20-1
近藤ゆり子 (62歳)

2012年(平成24年)2月14日付け「国部整総情第号5075号」による開示決定とその後の開示につき、以下のように異議申し立て(審査請求)をいたします。

当該開示決定の変更を求めます。

① 開示請求趣旨に合う文書を探して開示決定するか、
あるいは

② 該当文書が「不存在」であることを明示し、
「2011年6月22日に、中部地方整備局河川部河川保全管理官名で記者発表した《平成23年6月8日に愛知県が開催した「長良川河口堰検証公開ヒアリング」の資料について》の資料13p」の、富樫幸一教授に対する「事実誤認」という批判(非難)は根拠がないことを明らかにすることを求めます。

2012年(平成24年)2月14日付け「国部整総情第号5075号」を受け取り、「決定があったことを知った」日は、2012年2月17日です。

「国部整総情第号5075号」には、「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)」旨の教示がありました。

I 経緯 これまでの経緯等について確認します。

(1) 開示請求

私は、2011年7月7日(7月8日受理)に中部地方整備局に対し、以下の行政文書開示請求をしました。

.....

別紙の通り

(水利権許可量の「振り替え」を予定する文書)

【別紙】

2011年6月22日に、中部地方整備局河川部河川保全管理官名で記者発表した《平成23年6月8

日に愛知県が開催した「長良川河口堰検証公開ヒアリング」の資料について》の資料13pの

■この許可量15.49 m³/s に対して、安定供給可能量は13.2 m³/s であり、差分の2.29 m³/s は、名古屋市が長良川河口堰及び徳山ダムへ振り替えることとなっています。

■近年の少雨化傾向により、ダムの安定供給可能量は低下しているが、三重県の本曾川総合用水の水利権は、10年後の必要水量5.38 m³/s が許可量となっています。

■この許可量5.38 m³/s に対して、安定供給可能量は3.08 m³/s であり、差分の2.30 m³/s は、三重県が長良川河口堰へ振り替えることとなっています。

の根拠となる文書。(~~~~~部分の根拠)

.....

当該資料13P（13枚目）を掲載します。

第1回公開ヒアリング資料 資料-3(11ページ)

事実確認のポイント

- 水利権は10年後の必要量で許可をしている。
- 近年の少雨化傾向によりダム等の安定供給可能量は低下している。
- ダム等の安定供給可能量を上回っている水利権量については、愛知県・三重県・名古屋市が長良川河口堰及び徳山ダムに振り替えることとなっている。

② 節水化と予測の誤り

・需要と予測の低下→水利権の削減へ
河口堰、ダム：実需要、専用施設がなければ水利権は生じない

- ・名古屋市の水利権更新時（2009年）の削減：
20.0→15.49m³/s（2015年予測、124万m³/日）
09年は91万m³/日
- ・愛知県の尾張工業用水道（3.78→2.01m³/s）
三重県の本曾川総合用水（7.0→5.38m³/s）でも削減
- ・名古屋市、愛知県とも専用施設を拡張しない
～新規の「水利権」は許可されない、普段は使えない水
異常洪水時の洪水調整にわずかに期待しているだけ
治水用途で払う正常流量維持から、利水が取水

■近年の少雨化傾向により、ダムの安定供給可能量は低下しているが、名古屋市水道の水利権更新は、10年後の必要水量15.49m³/sが許可量となっている。

■この許可量15.49m³/sに対して、安定供給可能量は13.2m³/sであり、差分の2.29m³/sは、名古屋市が長良川河口堰及び徳山ダムへ振り替えることとなっています。

■近年の少雨化傾向により、ダムの安定供給可能量は低下しているが、三重県の本曾川総合用水の水利権は、10年後の必要水量5.38m³/sが許可量となっています。

■この許可量5.38m³/sに対して、安定供給可能量は3.08m³/sであり、差分の2.30m³/sは、三重県が長良川河口堰へ振り替えることとなっています。

-7-

(2) 中部地方整備局の開示

① 1回目（国部整総情第号995号 平成23年8月4日）

このとき開示されたものは2枚で、いずれもインターネット上で公開されているものでした。

1枚目

本曾川水系における水資源開発基本計画（平成16年6月15日閣議決定、平成20年6月3日一部変更、平成21年3月27日一部変更） 1ページ目

http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/d_plan/fullplan/fp3ksh.pdf (1/4)

2 枚目

国土審議会水資源分科会木曾川部会 第2回(2004年4月13日)配布資料
資料8 2ページ目

<http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/shingikai/kiso2/kiso2siryo.pdf> (87/103)

これらの文書の存在を(H P上の場所も)私が認知していることを、中部地方整備局河川部職員は承知しえたはずです。そして、これらの文書は、私が開示請求をしたものには当たりません。2011年8月15日付けで、国土交通大臣にあてて、異議申立書(審査請求書)を出しました。

② 2回目(国部整総情第号5075号 平成24年2月14日)

上記の異議申立て(審査請求)を踏まえて、今回の追加の開示となりました。やはり、私が開示請求したものには当たりません。もし「ない」のであれば「不存在」とすべきです。

Ⅱ 開示請求にいたる背景事実と問題点 . . . 異議申立ての理由

(1)

平成23年6月8日(水)に愛知県が開催しました「長良川河口堰検証公開ヒアリング」の資料が愛知県のホームページにおいて公表されていますが、その内容の一部に事実誤認がありましたので、お知らせします。

**国土交通省中部地方整備局河川部
独立行政法人水資源機構中部支社**

上は、2011年6月22日、中部地方整備局河川部は、わざわざ記者クラブで記者発表し、ホームページに載せた記者発表資料《平成23年6月8日に愛知県が開催した「長良川河口堰検証公開ヒアリング」の資料について》(以下、「中部地整発表資料」という)の表紙です。

富樫教授にも、愛知県にも、「事実確認」を行うこともなく、中部地方整備局は、河川保全管理官名でこの「中部地整資料」を発表し、H Pに載せました。

これを見た人は、「事実誤認」を確定的な事実、確かめられたこと、と受け取るでしょう。

しかしこの「事実誤認」という発表には、根拠がない（らしい）ことが、開示請求の過程で明らかになりつつあります。

根拠のないこと（つまりデマ）をわざわざ発表する、というのはどういうことでしょうか？
およそ行政として行うべきことではありません。

（２）

「中部地整発表資料」は、全体として、愛知県の「長良川河口堰検証」というプロジェクトに対する批判（非難）のトーンに満ちています。あたかも、愛知県が行っている「長良川河口堰検証」全体が、科学的水準が極めて低い（「事実誤認」をするニセ学者だらけ？）、「愛知県として行ってはならないこと」であるかのように見えます。

他の行政機関の行っていることに対して、「横槍」を入れるような記者発表をする、ということ自体が、行政としての中立性を欠く（＝政治介入）極めて不適切な行為だと考えます。

（３）

実は、「中部地整発表資料」の１３枚目には、中部地整による誤記載（「事実誤認」？）があることが、一連の過程で分かりました。「中部地整資料」では赤字で「添削」されている部分です。

誤：～この許可量に対して安定供給可能量は**13.2** m³/S であり、差分の**2.29** m³/S は
正：～この許可量に対して安定供給可能量は**13.23** m³/S であり、差分の**2.26** m³/S は

つまり、この「中部地整資料」は、事実をはっきりとさせたい、という目的で作成されたものでないことが、端無くも明らかにされました。

デマにデマを重ねる・・・「語るに落ちる」とはこのことです。

（４）

開示請求で問題にしている「中部地整発表資料」の１３ページ目を見れば明らかなように、富樫教授が強調しているのは「実需要、専用施設がなければ水利権は生じない」ということです。これは議論の余地のない「事実」です。

「中部地整資料」の赤字添削では、「振り替えることになっている」から、水利権は生じる、と言いたいようです（あまりよく分からない）。「振り替えることになっている＝直近に確定的に予定されている」かのごとき記述であったので、根拠文書の開示を求めました。

今回の開示では、「平成23年3月11日付け22上計水第31号 許可申請書」がそれに当たる、ということのようです。

この文書では、名古屋市長は「長良川河口堰および徳山ダムについては、現段階で導水施設がないため、本申請においては木曾川自流、木曾川総合用水および味噌川ダムの使用を申請するものです」と述べています。つまり、専用施設がないから「長良川河口堰および徳山ダムについては申請しない」、「振り替えることになっている」を留保した（「～なっている」とはいえない）という文書です。平成18年に前市長が出した「許可申請書」についてはつまびらかではありませんが、比較すれば、「振り替えることになっている」が後退していることは明らかなはずですが。

つまり、私が開示請求した文書には当たらない、むしろ真逆なこと（「振り替えることになっているとはいえない」）の根拠文書である、となります。

(5)

中部地方整備局の担当者の口頭の説明では、「なお、長良川河口堰および徳山ダムに係る流水専用につきましては、取水の確実性が確認され次第、変更申請を行います」という文言が、水利権申請意思を示すものだ、云々とありました。

① 私の開示請求は、富樫教授の「実需要、専用施設がなければ水利権は生じない」に対しての中部地整の赤字添削「～振り替えることになっている」の根拠文書です。水利権申請の意思の有無ではありません。

② 木曾川水系連絡導水路事業「検討の場」において、名古屋市は導水路建設の意思をペンディングにしています。前の文章との繋がりも含め、これは「取水の確実性は確認できない、水利権申請するかどうかは不確定、当面は留保する」と読むべきです。

どういう意味においても、私の開示請求文書には当たりません。

(6)

複数のダムの施設管理規程が開示文書に入っています。中部地方整備局の担当者の口頭の説明では、「差分の2.29 m³/sは」(正しくは2.26 m³/sであったことは前述の通り)にアンダーラインがあるから、この数値を示すために開示した(本省から、施設管理規程を開示せよ、と言われた)とのことでした。

アンダーラインは「振り替えることになっている」のは何かを示すためにつけたのであって、数字を確認するためではありません、

富樫教授も私も、これら施設管理規程にある数字についてよく認識していることは、中部地整河川部も承知している通りです。全く不要な文書です。

Ⅲ 結び

私が開示請求した「根拠文書」は存在しないらしいことが、ほぼ確実になってきています。

根拠なく「富樫教授は事実誤認している」という意味の発表し、公約を背景に愛知県知事が設置したプロジェクトを貶める(=選挙で選ばれた愛知県知事の政策にケチをつける)ような行為に及んだことは、行政としてあるまじきことと考えます。

富樫幸一教授および愛知県(知事)に、対し、非を認めて謝罪するべきです。

(当然にもそれを「記者発表」するべき)

情報公開法第一条には「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」とあります。

「公正で民主的な行政」に結びつくなら、私は、情報公開制度(手続き)に拘りません。

国土交通大臣としての賢明なご判断に期待します。

以上

近藤ゆり子(岐阜県大垣市田町 1-20-1) 連絡先電話 0584-78-4119, 090-8737-2372